

別紙（読替前後の対比）

読 替 前	読 替 後
<p>三次元測量実施要領</p> <p>1 UAV等を用いた公共測量</p> <p>UAV等を用いた公共測量とは、国土交通省公共測量作業規程第3編第3章「地上レーザ測量」、第5章「UAV写真測量」、第4編第2章「地上レーザ点群測量」、第3章UAV写真点群測量、UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）（国土地理院・令和2年3月最終改正）等に基づき実施する公共測量をいう。</p> <p>2 対象業務</p> <p>ICT活用工事に関連する測量で、航空レーザ測量、空中写真測量、車載写真レーザ測量、路線測量、河川測量および現地測量を対象とする。</p> <p>UAV等を用いた公共測量の実施により、業務の効率化が期待できる測量は、ICT活用工事に関連しない測量も、本実施要領の実施方法を適用する。</p> <p>3 発注方式</p> <p>UAV等を用いた公共測量の実施は、以下の発注方式によるものとし、特記仕様書にUAV等を用いた公共測量を行う旨を明記する。</p> <p>（1）発注者指定型</p> <p>発注者の指定によりUAV等を用いた公共測量を実施する。</p> <p>＜対象業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空レーザ測量、空中写真測量、車載写真レーザ測量、UAVレーザ測量、三次元点群測量（UAV写真測量および地上レーザ測量）を実施する業務 ・路線測量、河川測量、現地測量のうち、別添1. 測量手法の選定を用いて、UAV等を用いた公共測量の適用可能な現地条件となる業務を対象 	<p>三次元測量実施要領</p> <p>1 UAV等を用いた公共測量</p> <p>UAV等を用いた公共測量とは、国土交通省公共測量作業規程第3編第3章「地上レーザ測量」、第5章「UAV写真測量」、第4編第2章「地上レーザ点群測量」、第3章UAV写真点群測量、UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）（国土地理院・令和2年3月最終改正）等に基づき実施する公共測量をいう。</p> <p>2 対象業務</p> <p>ICT活用工事に関連する測量で、航空レーザ測量、空中写真測量、車載写真レーザ測量、路線測量、河川測量および現地測量を対象とする。</p> <p>UAV等を用いた公共測量の実施により、業務の効率化が期待できる測量は、ICT活用工事に関連しない測量も、本実施要領の実施方法を適用する。</p> <p>3 発注方式</p> <p>UAV等を用いた公共測量の実施は、以下の発注方式によるものとし、特記仕様書にUAV等を用いた公共測量を行う旨を明記する。</p> <p>（1）発注者指定型</p> <p>発注者の指定によりUAV等を用いた公共測量を実施する。</p> <p>＜対象業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空レーザ測量、空中写真測量、車載写真レーザ測量、UAVレーザ測量、三次元点群測量（UAV写真測量および地上レーザ測量）を実施する業務 ・路線測量、河川測量、現地測量のうち、別添1. 測量手法の選定を用いて、UAV等を用いた公共測量の適用可能な現地条件となる業務を対象

読 替 前	読 替 後
<p>とする。</p> <p>(2) 受注者希望型 受注者からの提案を受け、協議により UAV 等を用いた公共測量を実施する。 ＜対象業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定型の対象外の業務のうち、UAV 等を用いた公共測量の実施により、業務の効率化が期待できる業務を対象とする。 <p>※発注者指定型については、地域における UAV の普及状況等を考慮の上、採用すること。</p> <p>4 UAV 等を用いた公共測量推進のための措置</p> <p>＜業務成績評定における加点＞</p> <p>監督員による評価において、以下を評価する。</p> <p>(1) 発注者指定型（以下、2 項目を評価する）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「実施状況の評価：創意工夫：当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。」 ②「結果の評価：成果品の品質：「多岐に渡る検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し、必要な作業（業務）成果が得られた。」 <p>(2) 受注者希望型（以下、3 項目を評価する）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「実施状況の評価：創意工夫：当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。」 ②「結果の評価：成果品の品質：多岐に渡る検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し、必要な作業（業務）成果が得られた。」 ③「実施状況の評価：創意工夫：創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。」 	<p>とする。</p> <p>(2) 受注者希望型 受注者からの提案を受け、協議により UAV 等を用いた公共測量を実施する。 ＜対象業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定型の対象外の業務のうち、UAV 等を用いた公共測量の実施により、業務の効率化が期待できる業務を対象とする。 <p>※発注者指定型については、地域における UAV の普及状況等を考慮の上、採用すること。</p> <p>4 UAV 等を用いた公共測量推進のための措置</p> <p>＜業務成績評定における加点＞</p> <p>監督員による評価において、以下を評価する。</p> <p>(1) 発注者指定型（以下、2 項目を評価する）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「実施状況の評価：創意工夫：当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。」 ②「結果の評価：成果品の品質：「多岐に渡る検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し、必要な作業（業務）成果が得られた。」 <p>(2) 受注者希望型（以下、3 項目を評価する）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「実施状況の評価：創意工夫：当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析等の手法・技術に関する提案がなされている。」 ②「結果の評価：成果品の品質：多岐に渡る検討項目など、難易度の高い作業（業務）に対し、必要な作業（業務）成果が得られた。」 ③「実施状況の評価：創意工夫：創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。」

読 替 前	読 替 後
<p>5 業務費の積算</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>国土交通省公共測量作業規程第4編第2章「地上レーザ点群測量」、第3章「UAV 写真点群測量」の実施に当たって必要な歩掛等は、滋賀県土木交通部が定める「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」によるものとする。</p> <p>ただし、数値地形図作成に係る作業を実施する場合には、別途見積による積算を行うものとする。</p> <p>空中写真測量の実施により三次元点群を取得する場合は、標準歩掛にて積算の上、「三次元点群データファイル作成費」については別途見積による積算を行うものとする。</p> <p>航空レーザ測量の実施により三次元点群を取得する場合は、標準歩係にて積算し、「オリジナルデータ」「グラウンドデータ」「グリッドデータ」「等高線データ」を含めて成果として受領するものとする。</p> <p>車載写真レーザ測量、<u>UAV レーザ測量</u>により三次元点群測量を実施する場合には、別途見積による積算を行うものとする。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>受発注者で協議し、発注者指定型と同様の積算方法とし、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。ただし、第4編第2章「地上レーザ点群測量」、第3章「UAV 写真点群測量」の実施に当たって必要な歩掛等は、別途定める設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」によるものとする。</p> <p>なお、導入に当たっては、通常の測量の積算よりも過度に費用が増加しないように、見積を適切に確認すること。</p>	<p>5 業務費の積算</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>国土交通省公共測量作業規程第4編第2章「地上レーザ点群測量」、第3章「UAV 写真点群測量」の実施に当たって必要な歩掛等は、滋賀県土木交通部が定める「設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」によるものとする。</p> <p>ただし、数値地形図作成に係る作業を実施する場合には、別途見積による積算を行うものとする。</p> <p>空中写真測量の実施により三次元点群を取得する場合は、標準歩掛にて積算の上、「三次元点群データファイル作成費」については別途見積による積算を行うものとする。</p> <p>航空レーザ測量の実施により三次元点群を取得する場合は、標準歩係にて積算し、「オリジナルデータ」「グラウンドデータ」「グリッドデータ」「等高線データ」を含めて成果として受領するものとする。</p> <p>車載写真レーザ測量により三次元点群測量を実施する場合には、別途見積による積算を行うものとする。</p> <p><u>UAV レーザ測量による場合には「設計業務等標準積算基準書」1-2-84による積算を行うものとする。</u></p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>受発注者で協議し、発注者指定型と同様の積算方法とし、落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。ただし、第4編第2章「地上レーザ点群測量」、第3章「UAV 写真点群測量」の実施に当たって必要な歩掛等は、別途定める設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)」によるものとする。</p> <p>なお、導入に当たっては、通常の測量の積算よりも過度に費用が増加しないように、見積を適切に確認すること。</p>

読 替 前	読 替 後
<p>6 その他</p> <p>本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。</p> <p>また、用語について本要領で特段の定めがないものについては国土交通省公共測量作業規程による。</p>	<p>6 その他</p> <p>本要領に定めのない事項については、受発注者間において協議の上、運用することとする。</p> <p>また、用語について本要領で特段の定めがないものについては国土交通省公共測量作業規程による。</p>

読替前

別添1 測量手法の選定について

対象面積、地域区分等のほか、実際の現場条件等にも配慮して測量手法を選定するものとする。

- ・植生被覆がない、または植生被覆が少ない時期に現場作業を実施でき、かつ、無人航空機の運航の安全確保に支障がない場合は、「UAV 写真」を選定する。
- ・「UAV 写真」の条件に該当しない場合は、「地上レーザ」を選定する。
- ・測量範囲において、自動車走行が可能な場合は、「車載写真レーザ」を選定してもよい。
- ・無人航空機の運航の安全確保に支障がなく、被覆植生が一定以下の場合であって、必要な精度を確保可能な機材を所有しているときは、「UAV レーザ」を選定してもよい。
- ・単一業務内にて、地域区分や現場条件が異なる場合は、あらかじめ区分毎に数量を確定した上で、複数の手法を選定してもよい。
- ・路線測量・河川測量は、測量範囲を面積換算し、選定する。

対象面積	地域区分(地物)						
	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)	都市近郊	耕地	原野	森林
~0.01km ²	地上レーザ	車載写真レーザ			UAV写真		
0.01~0.2km ²	地上レーザ	車載写真レーザ			UAV写真		

読替後

別添1 測量手法の選定について

対象面積、地域区分等のほか、実際の現場条件等にも配慮して測量手法を選定するものとする。

- ・植生被覆がない、または植生被覆が少ない時期に現場作業を実施でき、かつ、無人航空機の運航の安全確保に支障がない場合は、「UAV 写真」を選定する。
- ・「UAV 写真」の条件に該当しない場合は、「地上レーザ」を選定する。
- ・測量範囲において、自動車走行が可能な場合は、「車載写真レーザ」を選定してもよい。
- ・無人航空機の運航の安全確保に支障がなく、被覆植生が一定以下の場合であって、必要な精度を確保可能な機材を所有しているときは、「UAV レーザ」を選定してもよい。
- ・単一業務内にて、地域区分や現場条件が異なる場合は、あらかじめ区分毎に数量を確定した上で、複数の手法を選定してもよい。
- ・路線測量・河川測量は、測量範囲を面積換算し、選定する。

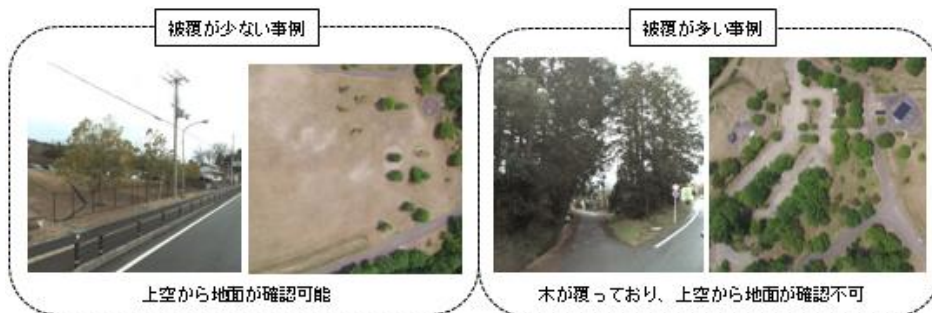
対象面積	地域区分(地物)						
	大市街地	市街地(甲)	市街地(乙)	都市近郊	耕地	原野	森林
~0.01km ²	地上レーザ	車載写真レーザ			UAV写真		
0.01~0.2km ²	地上レーザ	車載写真レーザ			UAV写真		

読替前

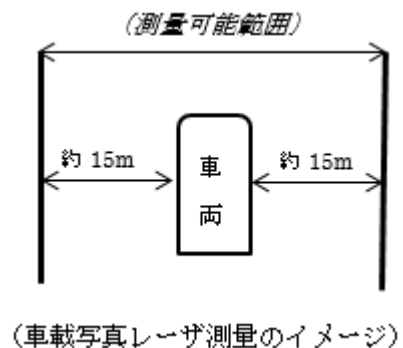
《参考》

➤ 植生の被覆割合

測量範囲全域において上空から地表面が確認できる場合は、「植生被覆がない、または少ない」と判断できる。ただし、高さ 15cm 以上の草が密生している場合は、測量誤差が生じるおそれがあるため、現場条件を十分確認の上、適正な手法を選定すること。また、測量範囲に植生被覆が多い箇所が点在している場合は、他の測量手法の組み合わせを検討すること。



➤ 車載写真レーザの測量範囲

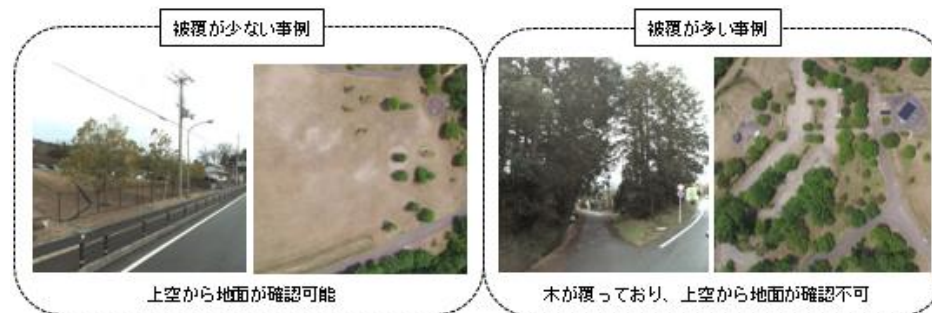


読替後

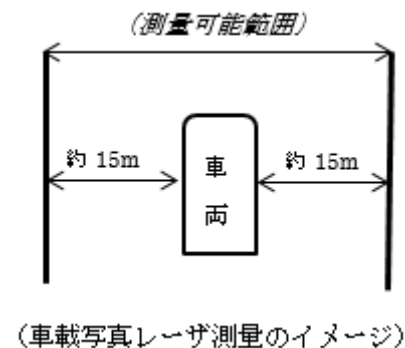
《参考》

➤ 植生の被覆割合

測量範囲全域において上空から地表面が確認できる場合は、「植生被覆がない、または少ない」と判断できる。ただし、高さ 15cm 以上の草が密生している場合は、測量誤差が生じるおそれがあるため、現場条件を十分確認の上、適正な手法を選定すること。また、測量範囲に植生被覆が多い箇所が点在している場合は、他の測量手法の組み合わせを検討すること。



➤ 車載写真レーザの測量範囲



読替前

別添2 数値地形データ作成に係る積算方法について

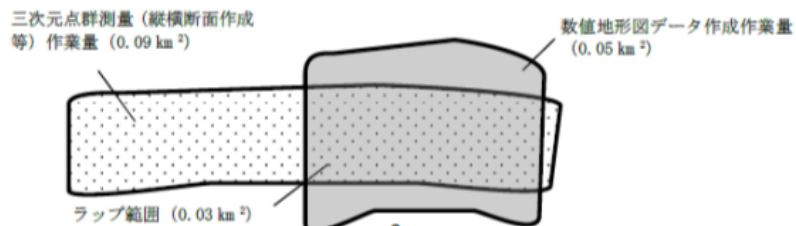
三次元点群測量と合わせて数値地形データの作成を国土交通省公共測量作業規程第3編第3章「地上レーザ測量」、第5章「UAV写真測量」に基づき実施する場合には、以下の項目において作業量(km²)に応じた直接人件費の見積もりを徴収し、機械経費等については最大作業量に基づき三次元点群測量に準拠して積算するものとする。最大作業量の考え方については、以下に示すとおりとする。

UAV写真測量(数値地形図データ作成)	内外業の別
空中三角測量	内
数地図化	内
数値編集	内
補測編集	外
数値地形図データファイル作成	内

地上レーザ測量(数値地形図データ作成)	内外業の別
数地図化	内
数値編集	内
補測編集	外
数値地形図データファイル作成	内

(最大作業量の考え方:例)

$$0.09(\text{km}^2) + 0.05(\text{km}^2) - 0.03(\text{km}^2) = 0.11(\text{km}^2)$$



読替後

別添2 数値地形データ作成に係る積算方法について

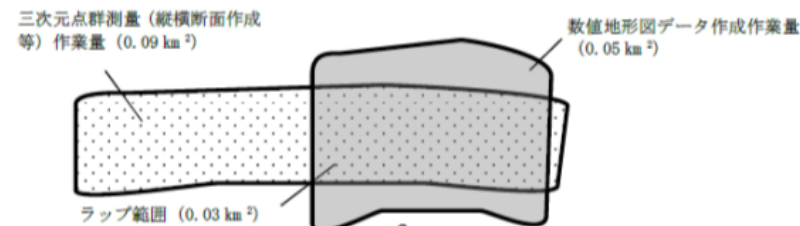
三次元点群測量と合わせて数値地形データの作成を国土交通省公共測量作業規程第3編第3章「地上レーザ測量」、第5章「UAV写真測量」に基づき実施する場合には、以下の項目において作業量(km²)に応じた直接人件費の見積もりを徴収し、機械経費等については最大作業量に基づき三次元点群測量に準拠して積算するものとする。最大作業量の考え方については、以下に示すとおりとする。

UAV写真測量(数値地形図データ作成)	内外業の別
空中三角測量	内
数地図化	内
数値編集	内
補測編集	外
数値地形図データファイル作成	内

地上レーザ測量(数値地形図データ作成)	内外業の別
数地図化	内
数値編集	内
補測編集	外
数値地形図データファイル作成	内

(最大作業量の考え方:例)

$$0.09(\text{km}^2) + 0.05(\text{km}^2) - 0.03(\text{km}^2) = 0.11(\text{km}^2)$$



読替前

ICT活用工事積算要領（河床等掘削）

1 適用範囲

本資料は、ICTによる機械土工（河床等掘削）（以下「河床等掘削（ICT）」という。）のうち施工数量 50,000m³ 未満の場合に適用する。

積算に当たっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

なお、現場条件によって「2-1 機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

2 機械経費

2-1 機械経費

河床等掘削（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」

①直接工事費により算定するものとする。

作業土工(床掘) (ICT)

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ (クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・ 超低騒音型・クレーン 機能付き・排出ガス対策型 (2011年規制) 山積 0.8m ³ (平積0.6m ³)	賃料にて計上	ICT建設機械経費加 算額は別途計上

※2-1 機械経費のうち、賃料にて計上する ICT 施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

読替後

ICT活用工事積算要領（河床等掘削）

1 適用範囲

本資料は、ICTによる機械土工（河床等掘削）（以下「河床等掘削（ICT）」という。）のうち施工数量 50,000m³ 未満の場合に適用する。

積算に当たっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

なお、「土木工事標準積算基準書（河川編）」第Ⅲ編 第2章 ⑧-2 1.適用範囲を満たさない場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

適用しない。

「土木工事標準積算基準書（河川編）」Ⅲ-2-⑧-5～10 の

施工パッケージによる。

読 替 前	読 替 後
<p>2-2 ICT 建設機械経費加算額</p> <p><u>ICT 建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT 建設機械に適用する。</u></p> <p><u>なお、加算額は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 河床等掘削 (ICT)</u></p> <p><u>対象建設機械：バックホウ (ICT 施工対応型)</u></p> <p><u>賃料加算額：13,000 円/日</u></p> <p>2-3 その他</p> <p><u>ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</u></p> <p>2-3-1 保守点検</p> <p><u>ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。</u></p> <p><u>(1) 河床等掘削 (ICT)</u></p> $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当たり標準作業量(m}^3\text{/日)} \times 1.09}$ <p><u>(注) 作業日当たり標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当たり標準作業量」の標準作業量 (施工パッケージ「土工【掘削】」) による。</u></p> <p><u>(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。</u></p> <p>2-3-2 システム初期費</p> <p><u>ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 河床等掘削 (ICT)</u></p> <p><u>対象建設機械：バックホウ</u></p>	<p><u>適用しない。</u></p> <p><u>「土木工事標準積算基準書 (河川編)」 III-2-⑧-5~10 の施工パッケージによる。</u></p>

読 替 前	読 替 後
<p><u>費用：598,000円/式</u></p> <p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用 三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用 三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 <p style="text-align: center;">※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>なお、河床等掘削（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）および2）とし、ICT活用工事実施要領（土工）に示された、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理およびその他の三次元計測技術（「1）に類似する」技術以外）を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）音響測深機器を用いた出来形管理 2）上記1）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理 	<p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用 三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用 三次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理および三次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通仮設費率補正係数：1.2 ・現場管理費率補正係数：1.1 <p style="text-align: center;">※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>なお、河床等掘削（ICT）において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1）および2）とし、ICT活用工事実施要領（土工）に示された、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理およびその他の三次元計測技術（「1）に類似する」技術以外）を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1）音響測深機器を用いた出来形管理 2）上記1）に類似する、その他の三次元計測技術を用いた出来形管理
<p>5 土木工事標準積算基準書に対する補正</p> <p>5-1 作業日当たり標準作業量の補正</p> <p><u>河床等掘削（ICT）を実施する場合、河床等掘削（ICT）〔ICT建設機械使用割合100%〕については、作業日当たり標準作業量（施工パッケージ「土工【掘削】）に対して1.09を乗じる。（小数第2位止め、四捨五入）</u></p> <p><u>※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するも</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「土木工事標準積算基準書（河川編）」Ⅲ-2-⑧-5～10の施工パッケージによる。</u></p>

読 替 前	読 替 後
<p><u>のとする。</u></p> <p>【参考】</p> <p><u>河床等掘削（ICT）〔ICT 建設機械使用割合 100%〕については、以下の考え方により施工パッケージ「土工【掘削】」の標準単価 P を補正し、P' とするものである。</u></p> <p><u>1) 施工パッケージコード</u></p> <p>P' : 積算単価(積算地区、積算年月) P : 標準単価(東京地区、基準年月) Kr : 標準単価における全機械(K1~K3, 他)の構成比合計 K1r~K3r : 標準単価における代表機械規格 K1~3 の構成比 K1t~K3t : 代表機械規格 K1~3 の単価(東京地区、基準年月) K1t'~K3t' : 代表機械規格 K1~3 の単価(積算地区、積算年月) Rr : 標準単価における全労務(R1~R4, 他)の構成比合計 R1r~R4r : 標準単価における代表労務規格 R1~4 の構成比 R1t~R4t : 代表労務規格 R1~4 の単価(東京地区、基準年月) R1t'~R4t' : 代表労務規格 R1~4 の単価(積算地区、積算年月) Zr : 標準単価における全材料(Z1~Z4, 他)の構成比合計 Z1r~Z4r : 標準単価における代表材料規格 Z1~4 の構成比 Z1t~Z4t : 代表材料規格 Z1~4 の単価(東京地区、基準年月) Z1t'~Z4t' : 代表材料規格 Z1~4 の単価(積算地区、積算年月) Sr : 標準単価における市場単価 S の構成比 St : 市場単価 S の所与条件における単価(東京地区、基準年月) St' : 市場単価 S の所与条件における単価(積算地区、積算年月)</p> <p><u>※標準単価 P ・ 機労材の構成比 Kr~Z4r ・ 単価 K1t, K1t' ~Z1t, Z1t' は、「施工パッケージ型積算方式標準単価表」の「土工【掘削】」における該当部分を用いる。ただし、K1t' ~K3t' のうち、ICT 建設機械を適用するものについては、「2-1 機械経費」の単価を用いる。</u></p> <p><u>※施工パッケージ「土工【掘削】」の適用条件は以下とし、河床等掘削（ICT）の条件（土質、施工方法、押土の有無、障害の有無、施工数量）によら</u></p>	<p><u>適用しない。</u></p> <p><u>「土木工事標準積算基準書（河川編）」Ⅲ-2-⑧-5~10 の施工パッケージによる。</u></p>

読 替 前	読 替 後										
<p><u>ず以下を適用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="197 304 1104 379"> <thead> <tr> <th>土質</th> <th>施工方法</th> <th>押土の有無</th> <th>障害の有無</th> <th>施工数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>オープンカット</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td>5,000m3 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) <u>以下の点を考慮してP'を計算する。</u></p> <p><u>・日当たり施工量に1.09を乗じる</u></p> <p><u>①河床等掘削 (ICT)</u></p> $P' = P \times \left\{ \left(\left(\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} \right) \times \frac{1}{1.09} \right) \times \frac{Kr}{K1r} + \left(\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} \times \frac{1}{1.09} + \frac{R2r}{100} \times \frac{R2t'}{R2t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + R2r} + \left(\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} \times \frac{1}{1.09} \right) \times \frac{Zr}{Z1r} + \frac{100 - Kr - Rr - Zr}{100} \right\}$ <p><u>※P'は有効数字4桁、5桁目切り上げ</u></p> <p><u>※K1をバックホウ、R1を運転手(特殊)、Z1を軽油とする。ただし、K1t'は、バックホウ(クローラ型)(ICT施工対応型)[標準型・ICT施工対応型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2011年規制)山積0.8m3(平積0.6m3)]とし、「2-1機械経費」の単価を用いる。</u></p> <p>6 発注者指定型における積算方法</p> <p>河床等掘削 (ICT) は、ICT 建設機械による施工歩掛 (以下「河床等掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]」という。) と通常建設機械による施工歩掛 (以下「掘削 (通常)」という。) を用いて積算するものとする。</p> <p>6-1 河床等掘削 (ICT) の施工数量 50,000m3 未満における積算</p> <p>当初積算時に計上する施工数量は、官積算工程において必要な施工日数から計上割合を設定し、その計上割合により施工数量を計上するものとする。</p> <p>変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。</p>	土質	施工方法	押土の有無	障害の有無	施工数量	土砂	オープンカット	無し	無し	5,000m3 未満	<p><u>適用しない。</u></p> <p><u>「土木工事標準積算基準書 (河川編)」 III-2-⑧-5~10 の施工パッケージによる。</u></p> <p>6 発注者指定型における積算方法</p> <p>河床等掘削 (ICT) は、ICT 建設機械による施工歩掛 (以下「河床等掘削 (ICT) [ICT 建設機械使用割合 100%]」という。) と通常建設機械による施工歩掛 (以下「掘削 (通常)」という。) を用いて積算するものとする。</p> <p>6-1 河床等掘削 (ICT) の施工数量 50,000m3 未満における積算</p> <p>当初積算時に計上する施工数量は、官積算工程において必要な施工日数から計上割合を設定し、その計上割合により施工数量を計上するものとする。</p> <p>変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。</p>
土質	施工方法	押土の有無	障害の有無	施工数量							
土砂	オープンカット	無し	無し	5,000m3 未満							

読 替 前

なお、変更に伴い施工数量が 50,000m³ 以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。

また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

6-1-1 当初積算

(1) 河床等掘削 (ICT) に係る施工日数の算出

施工数量 (m³) を作業日当たり標準作業量 (m³/日) で除した値を施工日数とする。

なお、施工日数は、小数点第 1 位を切り上げた整数とする。

(2) 計上割合の設定

(1) で求めた施工日数から表-1 により、計上割合を設定する。

表-1 施工数量 50,000m³ 未満における河床等掘削 (ICT) の計上割合

施工日数	割合
20日未満	100%
20日以上60日未満	50%
60日以上	25%

(3) 施工数量の算出

河床等掘削 (ICT) の全施工数量に計上割合を乗じた値を ICT 施工 (河床等掘削 (ICT)) [ICT 建設機械使用割合 100%] の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (河床等掘削 (ICT)) [ICT 建設機械使用割合 100%] を減じた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は「土木工事標準積算基準書 (共通編)」第 5 章 数値基準等によるものとする。

6-1-2 変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

(1) 河床等掘削 (ICT) に係る ICT 建設機械稼働率の算出

読 替 後

なお、変更に伴い施工数量が 50,000m³ 以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。

また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

6-1-1 当初積算

(1) 河床等掘削 (ICT) に係る施工日数の算出

施工数量 (m³) を作業日当たり標準作業量 (m³/日) で除した値を施工日数とする。

なお、施工日数は、小数点第 1 位を切り上げた整数とする。

(2) 計上割合の設定

(1) で求めた施工日数から表-1 により、計上割合を設定する。

表-1 施工数量 50,000m³ 未満における河床等掘削 (ICT) の計上割合

施工日数	割合
20日未満	100%
20日以上60日未満	50%
60日以上	25%

(3) 施工数量の算出

河床等掘削 (ICT) の全施工数量に計上割合を乗じた値を ICT 施工 (河床等掘削 (ICT)) [ICT 建設機械使用割合 100%] の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工 (河床等掘削 (ICT)) [ICT 建設機械使用割合 100%] を減じた値を通常施工 (掘削 (通常)) の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数値は「土木工事標準積算基準書 (共通編)」第 5 章 数値基準等によるものとする。

6-1-2 変更積算

現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。

(1) 河床等掘削 (ICT) に係る ICT 建設機械稼働率の算出

読 替 前	読 替 後
<p>ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。</p> <p>なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。</p> <p>(2) 変更施工数量の算出</p> <p>河床等掘削（ICT）の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）を減じた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。</p> <p>ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。</p> <p>なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25%を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。</p> <p>（注）当初および変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照</p>	<p>ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。</p> <p>なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。</p> <p>(2) 変更施工数量の算出</p> <p>河床等掘削（ICT）の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）を減じた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。</p> <p>ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。</p> <p>なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25%を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。</p> <p>（注）当初および変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照</p>
<p>7 受注者希望型における変更積算方法</p> <p>受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。</p> <p>河床等掘削（ICT）の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下「河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。</p> <p>7-1 変更積算</p> <p>現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。</p>	<p>7 受注者希望型における変更積算方法</p> <p>受注者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。</p> <p>河床等掘削（ICT）の変更積算は、ICT 建設機械による施工歩掛（以下「河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下「掘削（通常）」という。）を用いて積算するものとする。</p> <p>7-1 変更積算</p> <p>現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。</p>

読 替 前	読 替 後
<p>①ICT 土工に係る ICT 建設機械稼働率の算出</p> <p>ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。</p> <p>なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。</p> <p>②変更施工数量の算出</p> <p>ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）を減じた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。</p> <p>ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。</p> <p>なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25%を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。</p> <p>（注）変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照</p>	<p>①ICT 土工に係る ICT 建設機械稼働率の算出</p> <p>ICT 建設機械による施工日数（使用台数）を ICT 施工に要した全施工日数（ICT 建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値を ICT 建設機械稼働率とする。</p> <p>なお、ICT 建設機械稼働率は、小数点第 3 位を切り捨て小数点第 2 位止とする。</p> <p>②変更施工数量の算出</p> <p>ICT 土工の全施工数量に ICT 建設機械稼働率を乗じた値を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工（掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）を減じた値を通常施工（掘削（通常））の施工数量とする。</p> <p>ICT 建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。</p> <p>なお、ICT 施工は実施しているが、ICT 建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25%を ICT 施工（河床等掘削（ICT）[ICT 建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。</p> <p>（注）変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照</p>

読 替 前	読 替 後
<p style="text-align: center;">ICT活用工事積算要領（作業土工(床掘)）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる作業土工(床掘)（以下、作業土工(床掘)（ICT））に適用する。</p> <p>積算に当たっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。</p> <p>なお、作業土工(床掘)（ICT）については、掘削（ICT）又は路体（築堤）盛土（ICT）又は路床盛土（ICT）と同時に実施する場合に適用できるものとする。</p> <p>また、<u>現場条件によって「2-1 機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。</u></p> <p>2 機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p><u>作業土工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、土木工事標準積算基準書の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">ICT活用工事積算要領（作業土工(床掘)）</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる作業土工(床掘)（以下、作業土工(床掘)（ICT））に適用する。</p> <p>積算に当たっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。</p> <p>なお、作業土工(床掘)（ICT）については、掘削（ICT）又は路体（築堤）盛土（ICT）又は路床盛土（ICT）と同時に実施する場合に適用できるものとする。</p> <p>また、<u>「土木工事標準積算基準書（共通編）」第Ⅱ編 第1章 ③-2 1.適用範囲を満たさない場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「土木工事標準積算基準書（共通編）」Ⅱ-1-③-10～12の施工パッケージによる。</u></p>

読 替 前

読 替 後

①作業土工(床掘) (ICT)

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ (クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2011年規制)山積 0.8m ³ (平積0.6m ³)	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算
	標準型・排出ガス対策型(第一次基準値)山積 0.45m ³ (平積0.35m ³)	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算

※2-1機械経費のうち、賃料にて計上するICT施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

2-2 ICT建設機械経費加算額

2-2-1 賃料加算額

ICT建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費のうち賃料にて計上するICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 作業土工(床掘) (ICT)

対象建設機械：バックホウ (ICT施工対応型)

賃料加算額：13,000円/日

2-2-2 損料加算額

ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費のうち損料にて計上するICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 掘削 (ICT)

対象建設機械：バックホウ

適用しない。

「土木工事標準積算基準書(共通編)」II-1-③-10~12の施工パッケージによる。

読 替 前	読 替 後
<p><u>損料加算額：41,000 円／日</u></p> <p>2-3 その他</p> <p><u>ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</u></p> <p>2-3-1 保守点検</p> <p><u>ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。</u></p> <p><u>(1) 作業土工(床掘) (ICT)</u></p> $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.18(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^2\text{)}}{\text{作業日当たり標準作業量(m}^2\text{/日)}}$ <p><u>(注) 作業日当たり標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当たり標準作業量」の標準作業量(施工パッケージ「床掘工【床掘り】」による。</u></p> <p>2-3-2 システム初期費</p> <p><u>ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 作業土工(床掘) (ICT)</u></p> <p><u>対象建設機械：バックホウ</u></p> <p><u>費用：計上しない</u></p> <p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用</p> <p>三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>なお、三次元起工測量については、土工の掘削・盛土等と併せて、起工測量が行えない場合に計上する。</p>	<p><u>適用しない。</u></p> <p><u>「土木工事標準積算基準書(共通編) II-1-③-10~12 の施工パッケージによる。</u></p> <p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用</p> <p>三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>なお、三次元起工測量については、土工の掘削・盛土等と併せて、起工測量が行えない場合に計上する。</p>

読 替 前	読 替 後
<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用 作業土工(床掘) (ICT) については、出来形管理を行わないため、費用は計上しない。</p> <p>5 土木工事標準積算基準書に対する補正</p> <p>5-1 作業日当たり標準作業量の補正</p> <p><u>作業土工(床掘) (ICT) を実施する場合、作業日当たり標準作業量(施工パッケージ「床掘工【床掘り】) に対して 1.09 を乗じる。(小数第2位止め、四捨五入)</u></p> <p>【参考】</p> <p><u>作業土工(床掘) (ICT) については、以下の考え方により施工パッケージ「床掘工【床掘り】」の標準単価 P を補正し、P' とするものである。</u></p> <p>1) <u>施工パッケージコード</u></p> <p>P' : 積算単価(積算地区、積算年月) P : 標準単価(東京地区、基準年月) Kr : 標準単価における全機械(K1~K3, 他)の構成比合計 K1r~K3r : 標準単価における代表機械規格 K1~3 の構成比 K1t~K3t : 代表機械規格 K1~3 の単価(東京地区、基準年月) K1t'~K3t' : 代表機械規格 K1~3 の単価(積算地区、積算年月) Rr : 標準単価における全労務(R1~R4, 他)の構成比合計 R1r~R4r : 標準単価における代表労務規格 R1~4 の構成比 R1t~R4t : 代表労務規格 R1~4 の単価(東京地区、基準年月) R1t'~R4t' : 代表労務規格 R1~4 の単価(積算地区、積算年月) Zr : 標準単価における全材料(Z1~Z4, 他)の構成比合計 Z1r~Z4r : 標準単価における代表材料規格 Z1~4 の構成比 Z1t~Z4t : 代表材料規格 Z1~4 の単価(東京地区、基準年月) Z1t'~Z4t' : 代表材料規格 Z1~4 の単価(積算地区、積算年月) Sr : 標準単価における市場単価 S の構成比 St : 市場単価 S の所与条件における単価(東京地区、基準年月) St' : 市場単価 S の所与条件における単価(積算地区、積算年月)</p>	<p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用 作業土工(床掘) (ICT) については、出来形管理を行わないため、費用は計上しない。</p> <p style="text-align: center;"><u>適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>「土木工事標準積算基準書(共通編)」II-1-③-10~12 の施工パッケージによる。</u></p>

読 替 前

読 替 後

※標準単価P・機労材の構成比 Kr~Z4r・単価 K1t, K1t' ~Z1t, Z1t' は、
 「施工パッケージ型積算方式標準単価表」の「床掘工【床掘り】」における
 該当部分を用いる。ただし、K1t' ~K3t' のうち、ICT 建設機械を適用
 するものについては、「2-1 機械経費」の単価を用いる。
 ※施工パッケージ「床掘工【床掘り】」の適用条件は、下表とする。

土質	施工方法	土留方式の種類	障害の有無	
土砂	標準	無し	無し 有り	
		自立式	無し 有り	
		グラントアンカー式	無し 有り	
		切梁腹起式	無し 有り	
	平均施工幅 1m 以上 2m 未満	無し	無し 有り	
		自立式	無し 有り	
		グラントアンカー式	無し 有り	
		切梁腹起式	無し 有り	
	岩塊・玉石	標準	無し	無し 有り
			自立式	無し 有り
				有り 無し
			グラントアンカー式	有り 無し
切梁腹起式			無し 有り	
			無し 有り	
平均施工幅 1m 以上 2m 未満		無し	無し 有り	
		自立式	無し 有り	
		グラントアンカー式	無し 有り	
		切梁腹起式	無し 有り	

適用しない。
「土木工事標準積算基準書（共通編）」II-1-③-10~12 の
施工パッケージによる。

読 替 前	読 替 後
<p><u>2) 以下の点を考慮してP'を計算する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・日当たり施工量に1.09を乗じる</u> <u>・労務のうち普通作業員は補正の対象外とする</u> <p><u>①作業土工(床掘) (ICT)</u></p> $P' = P \times \left\{ \left(\left(\frac{K1r}{100} \times \frac{K1t'}{K1t} \right) \times \frac{1}{1.09} \right) \times \frac{Kr}{K1r} + \left(\frac{R1r}{100} \times \frac{R1t'}{R1t} \times \frac{1}{1.09} + \frac{R2r}{100} \times \frac{R2t'}{R2t} \right) \times \frac{Rr}{R1r + R2r} + \left(\frac{Z1r}{100} \times \frac{Z1t'}{Z1t} \times \frac{1}{1.09} \right) \times \frac{Zr}{Z1r} + \frac{100 - Kr - Rr - Zr}{100} \right\}$ <p><u>※P'は有効数字4桁、5桁目切り上げ</u></p> <p><u>※施工方法が「標準」の場合、K1をバックホウ、R1を運転手(特殊)、R2を普通作業員(土留方式の種類が「無し」以外の場合)、Z1を軽油とする。ただし、K1t'は、バックホウ(クローラ型)(ICT施工対応型)[標準型・ICT施工対応型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2011年規制)山積0.8m³(平積0.6m³)]とし、「2-1機械経費」の単価を用いる。</u></p> <p><u>※施工方法が「平均施工幅1m以上2m未満」の場合、K1をバックホウ、R1を運転手(特殊)、R2を普通作業員(土留方式の種類が「無し」以外の場合)、Z1を軽油とする。ただし、K1t'は、バックホウ(クローラ型)(ICT施工対応型)[標準型排出ガス対策型(第一次基準値)山積0.45m³(平積0.35m³)]とし、「2-1機械経費」の単価を用いる。</u></p> <p><u>※上記補正式のK1~Z1と機労材名称は代表的な組合せを記載しており、「施工パッケージ型積算方式標準単価表」の記載と一致しないことがある。その場合は、単価表に記載の機労材名称と上記補正式の機労材名称を一致させ、単価表のK1~Z1を読み替えて補正式に適用すること。</u></p>	<p><u>適用しない。</u></p> <p><u>「土木工事標準積算基準書(共通編) II-1-③-10~12の施工パッケージによる。</u></p>

読 替 前	読 替 後
<p data-bbox="203 204 1016 236" style="text-align: center;">ICT活用工事積算要領（地盤改良工（中層混合処理））</p> <p data-bbox="129 341 293 368">1 適用範囲</p> <p data-bbox="154 387 1104 507">本資料は、ICTによる地盤改良工（以下「地盤改良工（ICT）」という。）のうち、粘性土、砂質土、シルトおよび有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工（ICT）に適用する。</p> <p data-bbox="176 523 837 550">施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。</p> <p data-bbox="154 566 1104 641">改良形式は全面改良とし、改良深度2mを超え13m以下の陸上施工に適用する。</p> <p data-bbox="154 657 1104 732">積算に当たっては、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）により行うこととする。</p> <ul data-bbox="215 748 434 775" style="list-style-type: none"> ・中層混合処理工 <p data-bbox="129 837 293 865">2 機械経費</p> <p data-bbox="129 880 349 908">2-1 機械経費</p> <p data-bbox="154 927 1104 1002">中層混合処理工（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="154 1018 1104 1093">なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。</p>	<p data-bbox="1211 204 2024 236" style="text-align: center;">ICT活用工事積算要領（地盤改良工（中層混合処理））</p> <p data-bbox="1137 341 1301 368">1 適用範囲</p> <p data-bbox="1162 387 2112 507">本資料は、ICTによる地盤改良工（以下「地盤改良工（ICT）」という。）のうち、粘性土、砂質土、シルトおよび有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工（ICT）に適用する。</p> <p data-bbox="1184 523 1845 550">施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。</p> <p data-bbox="1162 566 2112 641">改良形式は全面改良とし、改良深度2mを超え13m以下の陸上施工に適用する。</p> <p data-bbox="1162 657 2112 732">積算に当たっては、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）により行うこととする。</p> <ul data-bbox="1223 748 1442 775" style="list-style-type: none"> ・中層混合処理工 <p data-bbox="1137 837 1301 865">2 機械経費</p> <p data-bbox="1137 880 1357 908">2-1 機械経費</p> <p data-bbox="1162 927 2112 1002">中層混合処理工（ICT）の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p data-bbox="1162 1018 2112 1093">なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。</p>

読替前

① 中層混合処理工 (ICT)

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
中層混合 処理機 トレンチャ式	[ベ-スマシ] 20t(山積0.8m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)5m [施工管理装置] 1ヒ-スプ-ム用	損料にて計上	ICT建設機械経費加 算額は別途計上
	[ベ-スマシ] 30t(山積1.4m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)8m [施工管理装置] 1ヒ-スプ-ム用		
	[ベ-スマシ] 40t(山積1.9m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)10m [施工管理装置] 1ヒ-スプ-ム用		
	[ベ-スマシ] 40t(山積1.9m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)13m		

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費で示すICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 中層混合処理工 (ICT)

対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式

損料加算額：48,000円/日

読替後

① 中層混合処理工 (ICT)

ICT建設機械名	規格	機械経費	備考
中層混合 処理機 トレンチャ式	[ベ-スマシ] 20t(山積0.8m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)5m [施工管理装置] 1ヒ-スプ-ム用	損料にて計上	ICT建設機械経費加 算額は別途計上
	[ベ-スマシ] 30t(山積1.4m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)8m [施工管理装置] 1ヒ-スプ-ム用		
	[ベ-スマシ] 40t(山積1.9m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)10m [施工管理装置] 1ヒ-スプ-ム用		
	[ベ-スマシ] 40t(山積1.9m3)級ハックホ [攪拌混合装置] 改良深度(標準)13m		

2-2 ICT建設機械経費加算額

ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費で示すICT建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 中層混合処理工 (ICT)

対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式

損料加算額：48,000円/日

読 替 前	読 替 後
<p>2-3 その他</p> <p>ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 保守点検</p> <p>ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。</p> <p>(1) 中層混合処理 (ICT)</p> $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当たり標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$ <p>(注) 作業日当たり標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当たり標準作業量」の標準作業量による。</p> <p>(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。</p> <p>2-3-2 システム初期費</p> <p>ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中層混合処理工 (ICT)</p> <p>対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式 費用：1,150,000 円/式</p> <p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用</p> <p>三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>中層混合処理工 (ICT) における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p>	<p>2-3 その他</p> <p>ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 保守点検</p> <p>ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。</p> <p>(1) 中層混合処理 (ICT)</p> $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{施工数量(m}^3\text{)}}{\text{作業日当たり標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$ <p>(注) 作業日当たり標準作業量は「第 I 編第 14 章その他④作業日当たり標準作業量」の標準作業量による。</p> <p>(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。</p> <p>2-3-2 システム初期費</p> <p>ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中層混合処理工 (ICT)</p> <p>対象建設機械：中層混合処理機トレンチャ式 費用：1,150,000 円/式</p> <p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用</p> <p>三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>中層混合処理工 (ICT) における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。</p>

読替前

5 土木工事標準積算基準書に対する補正

5-1 作業日当たり標準作業量の補正

中層混合処理工（ICT）を実施する場合、作業日当たり標準作業量に対して1.03を乗じる。（小数第2位止め、四捨五入）

※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。

5-2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表（1）中層混合処理工100m³当たり単価表」にて建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	100/D	機械賃料数量 1.53

（注）D：1日当たり作業量（m³/日）

6 諸雑費

中層混合処理工（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。

読替後

5 土木工事標準積算基準書に対する補正

5-1 作業日当たり標準作業量の補正

中層混合処理工（ICT）を実施する場合、作業日当たり標準作業量に対して1.03を乗じる。（小数第2位止め、四捨五入）

※変更積算については実際にICT施工による数量についてのみ補正するものとする。

5-2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表（1）中層混合処理工100m³当たり単価表」にて建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	100/D	機械賃料数量 1.66

（注）D：1日当たり作業量（m³/日）

6 諸雑費

中層混合処理工（ICT）を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。

読 替 前	読 替 後
<p style="text-align: center;">ICT活用工事積算要領（地盤改良工（スラリー攪拌工））</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる地盤改良工（以下「地盤改良工（ICT）」という。）のうち、粘性土、砂質土、シルトおよび有機質土等の軟弱地盤を対象として行うセメントおよび石灰によるスラリー攪拌工（ICT）の陸上施工に適用する。</p> <p>積算に当たっては、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スラリー攪拌工 <p>杭径および打設長は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）単軸施工：打設長 3 m を超え 10m 以下 杭径 800 mm～1,200 mm （2）単軸施工：打設長 10m を超え 30m 以下 杭径 1,000 mm～1,600 mm （3）単軸施工：打設長 3 m を超え 27m 以下 杭径 1,800 mm～2,000 mm （4）二軸施工：打設長 3 m を超え 40m 以下 杭径 1,000 mm （5）二軸施工（変位低減型）：打設長 3 m を超え 40m 以下 杭径 1,000 mm （6）二軸施工（変位低減型）：打設長 3 m を超え 36m 以下 杭径 1,600 mm <p>変位低減型（排土式）のうち、複合噴射攪拌式は除くものとする。</p> <p>なお、軸の継足しがある場合は、適用外とする。</p> <p>2 機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p>スラリー攪拌工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">ICT活用工事積算要領（地盤改良工（スラリー攪拌工））</p> <p>1 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる地盤改良工（以下「地盤改良工（ICT）」という。）のうち、粘性土、砂質土、シルトおよび有機質土等の軟弱地盤を対象として行うセメントおよび石灰によるスラリー攪拌工（ICT）の陸上施工に適用する。</p> <p>積算に当たっては、土木工事標準積算基準書（以下「積算基準」という。）により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スラリー攪拌工 <p>杭径および打設長は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）単軸施工：打設長 3 m を超え 10m 以下 杭径 800 mm～1,200 mm （2）単軸施工：打設長 10m を超え 30m 以下 杭径 1,000 mm～1,600 mm （3）単軸施工：打設長 3 m を超え 27m 以下 杭径 1,800 mm～2,000 mm （4）二軸施工：打設長 3 m を超え 40m 以下 杭径 1,000 mm （5）二軸施工（変位低減型）：打設長 3 m を超え 40m 以下 杭径 1,000 mm （6）二軸施工（変位低減型）：打設長 3 m を超え 36m 以下 杭径 1,600 mm <p>変位低減型（排土式）のうち、複合噴射攪拌式は除くものとする。</p> <p>なお、軸の継足しがある場合は、適用外とする。</p> <p>2 機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p>スラリー攪拌工（ICT）の積算で使用する ICT 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。</p>

読替前

① スラリー攪拌工（ICT）単軸施工

ICT建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	単軸式 小型地盤 改良機 27.4kN・m	杭径800mm～ 1,200mm	損料にて計上	ICT建設機械 経費加算額は 別途計上
	単軸式 90～110kW×1	杭径1,000mm ～1,600mm		
	単軸式 90kW×2	杭径1,800mm、 2,000mm		

② スラリー攪拌工（ICT）二軸施工

ICT建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	二軸式 45kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）3m 超え10m以下	損料にて計上	ICT建設機械 経費加算額は 別途計上
	二軸式 55～60kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）10m 超え20m以下		
	二軸式 90kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）20m 超え24m以下		

読替後

① スラリー攪拌工（ICT）単軸施工

ICT建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	単軸式 小型地盤 改良機 27.4kN・m	杭径800mm～ 1,200mm	損料にて計上	ICT建設機械 経費加算額は 別途計上
	単軸式 90～110kW×1	杭径1,000mm ～1,600mm		
	単軸式 90kW×2	杭径1,800mm、 2,000mm		

② スラリー攪拌工（ICT）二軸施工

ICT建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	二軸式 45kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）3m 超え10m以下	損料にて計上	ICT建設機械 経費加算額は 別途計上
	二軸式 55～60kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）10m 超え20m以下		
	二軸式 90kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）20m 超え24m以下		

読替前

③ スラリー攪拌工（ICT）二軸施工（変位低減型）

ICT建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	二軸式 45kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）3m 超え10m以下	損料にて計上	ICT建設機械 経費加算額は 別途計上
	二軸式 55～60kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）10m 超え20m以下		
	二軸式 75～90kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）20m 超え30m以下		
	二軸式 90kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）30m 超え40m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 10m	杭径1,600mm 打設長（L）3m 超え10m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 20m	杭径1,600mm 打設長（L）10m 超え20m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 26m	杭径1,600mm 打設長（L）20m 超え26m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 36m	杭径1,600mm 打設長（L）26m 超え36m以下		

2-2 ICT 建設機械経費加算額

ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) スラリー攪拌工（ICT）

対象建設機械：深層混合処理機スラリー式

読替後

③ スラリー攪拌工（ICT）二軸施工（変位低減型）

ICT建設機械名	規格	適用	機械経費	備考
深層混合処理機 スラリー式	二軸式 45kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）3m 超え10m以下	損料にて計上	ICT建設機械 経費加算額は 別途計上
	二軸式 55～60kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）10m 超え20m以下		
	二軸式 75～90kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）20m 超え30m以下		
	二軸式 90kW×2	杭径1,000mm 打設長（L）30m 超え40m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 10m	杭径1,600mm 打設長（L）3m 超え10m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 20m	杭径1,600mm 打設長（L）10m 超え20m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 26m	杭径1,600mm 打設長（L）20m 超え26m以下		
	二軸式 90kW×2 最大施工深度 36m	杭径1,600mm 打設長（L）26m 超え36m以下		

2-2 ICT 建設機械経費加算額

ICT 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示す ICT 建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) スラリー攪拌工（ICT）

対象建設機械：深層混合処理機スラリー式

読 替 前	読 替 後
<p>損料加算額：48,000 円／日</p> <p>2-3 その他</p> <p>ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 保守点検</p> <p>ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。</p> <p>(1) スラリー攪拌工 (ICT)</p> $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{杭施工数量(本)}}{\text{1日当たり杭施工本数(本/日)}}$ <p>(注) 1日当たり杭施工本数は「4. 土木工事標準積算基準書に対する補正」による。</p> <p>(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。</p> <p>2-3-2 システム初期費</p> <p>ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) スラリー攪拌工 (ICT)</p> <p>対象建設機械：深層混合処理機スラリー式</p> <p>費用：1,150,000 円／式</p> <p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用</p> <p>三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>スラリー攪拌工 (ICT) における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた</p>	<p>損料加算額：48,000 円／日</p> <p>2-3 その他</p> <p>ICT 建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 保守点検</p> <p>ICT 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。</p> <p>(1) スラリー攪拌工 (ICT)</p> $\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役(円)} \times 0.05(\text{人/日}) \times \frac{\text{杭施工数量(本)}}{\text{1日当たり杭施工本数(本/日)}}$ <p>(注) 1日当たり杭施工本数は「4. 土木工事標準積算基準書に対する補正」による。</p> <p>(注) 施工数量は、ICT 施工の数量とする。</p> <p>2-3-2 システム初期費</p> <p>ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) スラリー攪拌工 (ICT)</p> <p>対象建設機械：深層混合処理機スラリー式</p> <p>費用：1,150,000 円／式</p> <p>3 三次元起工測量・三次元設計データの作成費用</p> <p>三次元起工測量・三次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4 三次元出来形管理・三次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>スラリー攪拌工 (ICT) における、ICT 建設機械の施工履歴データを用いた</p>

読替前

出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。

5 土木工事標準積算基準書に対する補正

5-1 作業日当たり標準作業量の補正

スラリー攪拌工 (ICT) を実施する場合、1日当たり杭施工本数は下表とする。

※変更積算については実際に ICT 施工による数量についてのみ補正するものとする。

表4.1 1日当たり杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		単軸施工 (杭径800mm~1,200mm)
3 m 超え	4 m未満	25
4 m以上	5 m未満	20
5 m以上	6 m未満	16
6 m以上	7 m未満	15
7 m以上	8 m未満	13
8 m以上	9 m未満	12
9 m以上	10 m以下	10

表4.2 1日当たり杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		単軸施工 (杭径1,000mm~1,600mm)
10 m 超え	12 m未満	7
12 m以上	14 m未満	6
14 m以上	19 m未満	5
19 m以上	25 m未満	4
25 m以上	30 m以下	3

読替後

出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率および現場管理費率に含まれる。

適用しない。

「土木工事標準積算基準書 (共通編)」 II-2-⑪-14~17 による。

読替前

表4.3 1日当たり杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		単軸施工 (杭径1,800mm)
3 m 超え	4 m未満	12
4 m以上	5 m未満	10
5 m以上	6 m未満	9
6 m以上	7 m未満	8
7 m以上	8 m未満	7
8 m以上	12 m未満	6
12 m以上	16 m未満	5
16 m以上	21 m未満	4
21 m以上	25 m未満	3
25 m以上	27 m以下	2

表4.4 1日当たり杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		単軸施工 (杭径2,000mm)
3 m 超え	4 m未満	10
4 m以上	5 m未満	9
5 m以上	6 m未満	8
6 m以上	7 m未満	7
7 m以上	9 m未満	6
9 m以上	13 m未満	5
13 m以上	17 m未満	4
17 m以上	22 m未満	3
22 m以上	27 m以下	2

読替後

適用しない。

「土木工事標準積算基準書 (共通編)」II-2-①-14~17による。

読替前

表4.5 1日当たり杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		二軸施工 (杭径1,000mm)
3 m 超え	4 m未満	15
4 m以上	5 m未満	14
5 m以上	6 m未満	13
6 m以上	7 m未満	12
7 m以上	9 m未満	10
9 m以上	10 m未満	9
10 m以上	12 m未満	8
12 m以上	15 m未満	7
15 m以上	18 m未満	6
18 m以上	22 m未満	5
22 m以上	30 m未満	4
30 m以上	40 m以下	3

表4.6 1日当たり杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		二軸施工(変位低減型) (杭径1,000mm)
3 m 超え	3.5 m未満	13
3.5 m以上	4.5 m未満	12
4.5 m以上	5.5 m未満	10
5.5 m以上	7 m未満	9
7 m以上	9 m未満	8
9 m以上	11 m未満	7
11 m以上	14 m未満	6
14 m以上	19 m未満	5
19 m以上	26 m未満	4
26 m以上	39 m未満	3
39 m以上	40 m以下	2

読替後

適用しない。

「土木工事標準積算基準書(共通編)」II-2-⑩-14~17による。

読替前

表4.7 1日当たり杭施工本数 (本/日)

打設長(L)		二軸施工(変位低減型) (杭径1,600mm)	
		ラップ式	杭式
3 m 超え	4 m未満	12	24
4 m以上	5 m未満	10	20
5 m以上	6 m未満	9	18
6 m以上	7 m未満	8	16
7 m以上	9 m未満	7	14
9 m以上	11.5 m未満	6	12
11.5 m以上	15 m未満	5	10
15 m以上	20.5 m未満	4	8
20.5 m以上	30 m未満	3	6
30 m以上	36 m以下	2	4

5-2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表(1)スラリー攪拌工杭長〇〇m 1本当たり単価表」にて建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	1/N	機械賃料数量 1.59

(注) N: 1本当たり杭施工本数 (本/日)

6 諸雑費

スラリー攪拌工 (ICT) を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。

読替後

適用しない。

「土木工事標準積算基準書(共通編) II-2-⑩-14~17による。」

5-2 単価表の補正

積算基準の「6. 単価表(1)スラリー攪拌工杭長〇〇m 1本当たり単価表」にて建設機械に取り付ける各種機器および地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
ICT建設機械経費加算額		日	1/N	機械賃料数量 1.59

(注) N: 1本当たり杭施工本数 (本/日)

6 諸雑費

スラリー攪拌工 (ICT) を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。

